

第 1 回 渋川地区市町村合併協議会 会議録

日 時 平成 1 6 年 9 月 2 4 日 (金)
午後 1 時 5 0 分 ~ 4 時 1 9 分
場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員47名・参与1名・監査委員1名）

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
会長		木暮 治一	渋川市長	出
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長	出
		小野 利治	小野上村長	出
		阿久津 貞司	子持村長	出
		永井 良一	赤城村長	出
		木村 榮一	北橘村長	出
委員	2号委員 (助役)	桑島 保男	渋川市助役	出
		村尾 隆史	伊香保町助役	出
		野村 哲男	小野上村助役	出
		信澤 明	子持村助役	出
		都丸 芳雄	赤城村助役	出
		塩谷 勝巳	北橘村助役	出
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長	出
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員	出
		新井 晟久	渋川市議会選出議員	出
		松本 好司	伊香保町議会議長	出
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員	出
		新保 悦司	伊香保町議会選出議員	出
		平方 由衛	小野上村議会議長	出
		中沢 義美	小野上村議会選出議員	出
		角田 皇	小野上村議会選出議員	出
		山下 重夫	子持村議会議長	出
		埴田 彦一郎	子持村議会選出議員	出
		後藤 邦夫	子持村議会選出議員	出
		角田 一民	赤城村議会議長	出
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員	出
狩野 富雄	赤城村議会選出議員	出		
狩野 義雄	北橘村議会議長	出		
南雲 鋭一	北橘村議会選出議員	出		
楯 信一	北橘村議会選出議員	出		

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
委員	4号委員 (学識経験者)	今成久男	渋川市自治会連合会会長	出
		町田久	渋川商工会議所会頭	欠
		飯野照男	渋川市農業委員会会長	出
		高橋太郎	伊香保町商工会会長	出
		大澤歳男	伊香保町社会福祉協議会会長	出
		木暮敞治	小野上村商工会会長	出
		村上嶋男	小野上村農業委員会会長	出
		小野こと	小野上村レディースクラブ会長	出
		飯塚重雄	子持村自治会長連絡協議会会長	出
		石関吉幸	子持村商工会会長	出
		小澤一二	子持村農業委員会会長	出
		木暮政光	赤城村商工会会長	出
		兵藤吉弘	赤城村農業委員会会長	出
		池田洋一	赤城村区長会会長	出
		井野信一郎	北橘村区長会会長	出
		中村亮典	北橘村商工会会長	出
	小泉隆雄	北橘村農業委員会会長	出	
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	桜井芳樹	渋川地区医師会会長	出
		戸所隆	高崎経済大学地域政策学部教授	欠
小野宇三郎		群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長	出	
参与		角田登	群馬県議会議員	欠
		大林喬任	群馬県議会議員	欠
		真下誠治	群馬県議会議員	欠
		登坂建一	渋川行政事務所長	出
		亀井勝男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長	欠
		三田善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長	欠
監査 委員		阿久澤明	子持村監査委員	出
		田子玲子	赤城村監査委員	欠

市町村合併担当課長等

市町村名	氏 名	備 考	出 欠
渋川市	都 丸 博 樹	企画課長	出
伊香保町	高 橋 義 明	企画観光課長	出
小野上村	平 方 敏 治	企画観光課長	出
子持村	後 藤 光 好	企画課長	出
赤城村	樺 澤 常 雄	企画課長	出
北橋村	町 田 進	企画財政課長	出

事務局職員

市町村名	氏 名	備 考	出 欠
渋川市	吉 原 康 之	事務局長	出
渋川市	五十嵐 研 介	事務局次長	出
渋川市	福 島 泰 利	総務 G L (グループリーダー)	出
渋川市	笹 原 浩	計画 G (グループ)	出
渋川市	灰 田 幸 治	調整 G	出
渋川市	木 村 毅	総務 G	出
伊香保町	藤 岡 孝 広	計画 G L	出
小野上村	飯 塚 玄 浩	調整 G	出
子持村	寺 島 剛	総務 G	欠
赤城村	須 田 茂 之	計画 G	出
北橋村	萩 原 一 夫	調整 G L	出

傍聴人

区 分	人 数	備 考
報道関係者	3 社 3 名	
一 般	1 1 名	
合 計	1 4 名	

2 会議に付した案件

報告事項

- 報告第1号 渋川地区市町村合併協議会設置までの経過について
- 報告第2号 渋川地区市町村合併協議会規約等関係規定について
- 報告第3号 渋川地区市町村任意合併協議会における調整方針の取扱いに関する確認書

協議事項

- 議案第1号 渋川地区市町村合併協議会会議運営規程
- 議案第2号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度事業計画
- 議案第3号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出予算
- 議案第4号 合併協議項目
- 議案第5号 行政制度の調整方針
- 議案第6号 新市建設計画の策定方針
- 議案第7号 協議項目の一括提案について
- 議案第8号 「新市の名称に関すること」に係る協議方法について
- 議案第9号 協議項目6「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」
- 議案第10号 議会の議員の定数等に関する小委員会の設置について
- 議案第11号 新市建設計画（案）

開 会（午後 1 時 5 0 分）

事務局次長（五十嵐研介君） ただいまから第 1 回渋川地区市町村合併協議会を開会させていただきます。

本協議会につきましては、関係市町村の議会の議決を得まして 9 月 1 日に設置され、協議会規約につきましても同日付で施行されております。

本協議会の会長につきましては後ほどご説明申し上げますが、協議会規約第 6 条の規定によりまして、協議会を構成する 6 市町村の長のうちから、6 市町村の長が協議して定めた者を充てることとされております。

このようなことから、既に 6 市町村の長の協議によりまして、木暮渋川市長を会長とすることが決定しておりますので、開会に当たりまして会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） それでは、改めましてごあいさつを申し上げます。

このたび渋川地区合併協議会の会長を務めることとなりました渋川市長の木暮治一でございます。第 1 回の法定合併協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

関係市町村それぞれのご理解のもとに任意合併協議会から法定合併協議会へと衣がえをして、引き続きご協議をいただくものであります。法定協議会は法律に基づきます協議会でありますので、その重みはこれまでの任意協議会を一層上回るわけではありますが、これまで同様 6 市町村が対等の立場で、それぞれの市町村がはぐくんできた歴史や文化、伝統あるいは地域の特性をお互いが尊重し合ひまして、腹を割った本音での議論をすることが大切であると考えております。

市町村合併は、次代を担う子供たちの未来のために、この地域の将来のまちづくりを念頭に置きましてそれぞれの市町村の足りない点を補完し合うものと考えておりますので、短期的な損得で論じるべきではないものと考えております。委員の皆様におかれましては、個別の論議の中では不満な点もあるかと思いますが、地域の将来のあるべき姿や地域の一体的な発展を見据えまして、大きな視野に立ってのご論議をお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしく願いいたします。（拍手）

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして委員の皆様にご挨拶の交付式をとり行うわけですが、本来ならば会長からそれぞれの委員の皆様にご挨拶を直接お渡ししなければならぬところですが、時間の関係上既にお手元に配付させていただきましたので、ご確認いただくとともにご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、法定協議会への移行に際しまして伊香保町の委員さんに変更がございますので、ご紹介申し上げます。

まず、3号委員でありますが高橋寿男委員にかわりまして新保悦司委員が就任され、4号委員では山口源一郎委員、長竹佳子委員、千明三右衛門委員にかわりまして商工会会長であります高橋太郎委員並びに社会福祉協議会会長であります大澤歳男委員がそれぞれ就任されました。

それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

委員（新保悦司君） それでは、自己紹介を申し上げます。伊香保町の議会から選出されました新保でございます。

初めての出席でございますので、今までの中でもいろんなわからなかった点がありますので、きょうは幾つかお伺いをしたいというつもりで出席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員（高橋太郎君） 伊香保町商工会長の高橋太郎でございます。

このたび委員に選ばれて、何か外で見ていてやきもきしておりましたけども、やはり国の政策決定である以上は関係市町村が本気で前向きな討議をすべきだと、こういうふう考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員（大澤歳男君） 伊香保町社会福祉協議会の会長であります大澤歳男でございます。

今回初めて法定協の委員に任命されました。公正、公平、それと誠実に物事を判断できるよう、皆様のご指導をいただきながら一生懸命頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして議事に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合にはマイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第11条第2項の規定によりまして会長が議長になることとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は47人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、会議録の署名及び会議の傍聴の2点についてあらかじめご了承くださいと思います。これらにつきましては、この後の議案第1号としてご協議をいただく予定の協議会会議運営規程の中で定められる内容となっております。正式には会議運営規程についてご了承をいただいた段階で取り扱い

が定まるわけですが、会議の進行上あらかじめご了承をいただくものがあります。

まず、議事録の署名であります、会議運営規程では議長が指名することとなっております。各市町村の特別職にお願いすることとし、今回は名簿順によりまして渋川市の桑島助役をお願いしたいと思います。

次に、会議の傍聴についてであります、既に会場内に傍聴の方々がいらっしゃいます。合併協議会の内容を多くの住民の皆様にご覧いただくという趣旨から、傍聴等について定めた会議運営規程のご承認前ではありますが、ご理解をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) それでは、ご承認いただき、ありがとうございます。

それでは、早速であります、議事に入らせていただきます。

次第の4、報告事項、報告第1号 渋川地区市町村合併協議会設置までの経過について及び報告第2号 渋川地区市町村合併協議会規約等関係規程についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

報告第1号 渋川地区市町村合併協議会設置までの経過について

事務局長(吉原康之君) それでは、議案の1ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第1号 渋川地区市町村合併協議会設置までの経過について、別紙のとおり報告するものであります。

3ページをお願いいたします。渋川地区市町村合併協議会設置までの経過につきまして、以下資料に従いまして主要なものを説明を申し上げたいと思っております。

冒頭の平成14年5月28日ではありますが、事項欄にありますように、広域圏における首長クラスの合併研究会の設置を渋川市長が提案をいたしまして、右側にあります内容欄の記載のとおり勉強会をするということでしたところがあります。

その後、次の10月29日ではありますが、吉岡町を除く7市町村で合併研究会を発足させました。

しばらく研究会を続けた後、平成15年8月16日に医療事務組合を枠組みとする任意協議会の設置の合意がなされました。関係市町村は、内容欄記載の市町村であります。

一つ飛びまして、同年の8月28日ではありますが、渋川地区市町村任意合併協

議会が設置をされ、内容欄に記載のとおりそれぞれ確認をいただいたところであり
ます。

この日以降、次の欄になりますが、平成15年10月5日から本年の7月27日
までの間、内容にありますように10回の協議会を開催し、39項目にわたる協議
をしていただき、それぞれ調整方針を決定していただいたところであり
ます。

最下段になりますが、本年の2月24日には議会の議員の定数等に関する小委
員会を設置し、内容欄のとおり本年8月18日までに8回の委員会を開催し、議
員の定数等について議論をいただいたところであり
ます。結論を出すまでに至っ
ていないことから、引き続きこの委員会は設置していくことになり
ます。

4ページをお願いいたします。冒頭にあります平成16年3月30日であり
ますが、この日に農業委員会の委員の定数等に関する小委員会が設置をされ、内容欄
のとおり本年8月6日までに7回の小委員会が開催がされ、先ほど委員長の報告
のとおり小委員会としての結論が出されたところであり
ます。

その下になりますが、7月20日には法定協議会設置の確認が行われ、この確
認に基づきまして8月30日に設置のための同意書への締結が行われました。

そして、8月31日から9月1日の間であり
ますが、内容欄記載のとおり6市
町村において協議会設置のための議決が行われました。

最下段であり
ますが、ただいまの各市町村の議決を受けまして9月1日に協議
会が設置をされ、この設置の届け出を県知事あてに行うと同時に合併重点支援地
域の指定の要請を行い、これにつきましては9月13日に指定をされたところ
であり
まして、県下ではこの地域が17番目の指定であり
ます。国の合併支援プ
ラン等によりまして、支援の対象地域となるわけであり
ます。

報告第2号 渋川地区市町村合併協議会規約等関係規程について

5ページをお願いいたします。報告第2号 渋川地区市町村合併協議会規約等
関係規程であります。次のとおり報告するものでありますが、以下記載のとおり
であり
まして、いずれも内容的には任意協議会において決定したものと変更あり
ませんので、主要なもののみ説明をいたしますので、よろしくお
願いをいたした
いと思
います。

7ページをお願いいたします。渋川地区市町村合併協議会規約でございます。
この規約につきましては、先ほど申し上げました各規約等の中で重要なもので
ありますから、やや詳細に説明を申し上げたいと思
います。この規約は、全文で20条
から成る比較的条文の少ない規約であり
ます。

まず、第1条であり
ますが、協議会の設置に関する規定であり
まして、渋川市、
伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村は、地方自治法第252条の2第1

項及び合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき合併協議会を置くとするものであります。本条の括弧内の用語の使い方については、以下についてもそれぞれ記載のとおりであります。また、本条に掲げました地方自治法等の規定は、協議会の設置等に係るものであります。

次に、第2条であります。協議会の名称に関する規定でありまして、渋川地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）とするものであります。

第3条は協議会の事務に関する規定でありまして、協議会は次に掲げる事務を行うこととし、まず第1号では、6市町村の合併の是非を含む合併に関する協議。第2号では、法第5条の規定に基づきまして新市建設計画の作成。第3号では、住民への協議経過等の情報提供に関する事項。第4号では、第3号までに定めた事項以外の事項で6市町村の合併に関し必要な事項であります。

次に、第4条であります。協議会の事務所の位置に関する規定でありまして、協議会の事務所は会長の属する市、町または村に置くとするものであります。

第5条は、組織に関する定めであります。第1項は協議会は会長、委員で組織しとするものでありまして、委員には副会長である委員を含み、第2項は委員の定数を50人とするものであります。

第6条は会長に関する規定で、第1項は会長の選任について、会長は6市町村長のうちから6市町村の長が協議をして定めた者とするものであります。

第2項及び第3項は説明省略をいたしまして、第7条は副会長に関する規定であります。副会長は第9条第1項第1号に掲げる委員、つまり6市町村の首長で会長に選任された首長以外の首長すべてを副会長に選任するとする規定であります。第2項は、説明省略をいたします。

第8条は参与に関する規定でありまして、委員のほか第1項にありますように、会長は必要に応じ参与を置くことができるとする規定であります。第2項は、説明省略をいたします。

第9条は委員に関する規定でありまして、委員は次に掲げる者をもって充てるとするものでありまして、8ページをお願いいたします。第1号は、6市町村の首長のうち会長に充てられた者以外の者。第2号は、6市町村の助役。ただし、助役不在の場合は、6市町村の職員のうちから6市町村の長がそれぞれ指名した者。第3号は、6市町村の議会の議長及び6市町村議会の議員のうちから6市町村の議長がそれぞれ指名した者各2名とするものであります。第4号は、6市町村の長がそれぞれ指名をした学識経験を有する者各3名とするものであります。第5号は第4号とほぼ同様の規定であります。異なりますのは、こちらは6市町村の長が協議をして定めた学識経験を有する者3名とするものであります。

第9条第2項は省略をいたしまして、次に第10条であります。協議会に関する規定でありまして、協議会の会議は会長が招集するとするものであります。

第11条は会議の運営に関する規定でありまして、第1項は会議の定足数について委員の半数以上とするものであります。第2項は、会長は会議の議長となるものであるとあります。第3項は会議の公開に関する定めでありまして、この規定では会議は公開を原則とするとしておりますが、ただし書き以降にありますように、公開することにより規定にあります事由によりまして会議の目的が達成されないと認められるときは、会議の議決によりまして一部または全部を非公開とすることができるとする定めであります。第4項は、委員以外の者の出席に関する規定であります。第5項は、会議の運営について議長が会議に諮り、必要事項を定めるとする規定であります。

第12条であります。小委員会に関する規定でありまして、第1項は協議会はその事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができるとする規定でありまして、これは例えば今後議論していただきます市の名称、あるいは既に設置をされております議員の定数などを検討するといった場合に置くことを想定したものであります。第2項は、小委員会の組織等に関する定めであります。

第13条は幹事会に関する規定で、第1項は幹事会の設置を、第2項はその組織等に関して定めております。

第14条は事務局の職員に関する定めでありまして、6市町村の長がそれぞれ指定した者をもって充てるとするとしております。第3項は、事務局の組織等に関する定めであります。

第15条は経費に関する規定でありまして、第1項は経費は6市町村の負担金その他収入をもって充てるとするもので、第2項は負担金の額は6市町村長の協議によるとするものであります。

9ページをごらんいただきたいと思います。第16条は出納の監査に係る定めでありまして、6市町村の監査委員のうち、6市町村の長の協議を踏まえ会長が委嘱をした監査委員2人が監査を行うとする規定であります。

第2項は説明省略をいたしまして、第17条及び第18条に係るものについては協議会の財務等に関する規定であります。これも説明を省略いたします。

第19条は協議会解散の場合の措置に関する規定でありまして、協議会が解散した場合には協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するとするものであります。

第20条は補則でありまして、この規定に定めるものほか、協議会に関し必要な事項は会長が会議に諮って定めるとするものであります。

附則は施行期日の定めでありまして、平成16年9月1日から施行するとするものであります。

次の10ページをごらんいただきたいと思います。10ページからは、渋川地区

市町村合併協議会委員等の名簿であります。11ページにわたります。

12ページをお願いいたします。12ページ、13ページにつきましては協議会の幹事会規程でありまして、14ページをごらんいただきたいと思いますが、14ページはただいまの幹事会の構成員の名簿であります。

次に、15ページであります。15ページにつきましては専門部会規程であります。

次の16ページをお願いいたします。やや小さい文字でありまして、非常に見にくいと思いますが、これが各専門部会の構成員の名簿であります。

17ページをごらんいただきたい思います。17ページは、専門部会の下に置かれます分科会規程であります。

18ページをごらんいただきたいと思います。18ページから19ページにわたります。先ほどの専門部会と同様、分科会の構成員の名簿であります。

20ページをお願いいたします。20ページが事務局庶務規程でありまして、21ページにわたるものであります。

22ページをお願いいたします。22ページについては協議会の財務規程でありまして、23ページにわたります。整理をいたしております。

24ページをお願いいたします。24ページにつきましては、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程であります。

次の25ページであります。先ほども触れました合併協議会小委員会規程であります。これが26ページにわたっております。

次の27ページをお願いいたします。これについてはやや詳細に説明を申し上げたいと思いますが、渋川地区市町村合併協議会規約に関する協議書であります。

この協議書は、先ほどの渋川地区市町村合併協議会規約に規定をいたします構成市町村の長が協議をして定める事項に係るものでありまして、記以下に記載しておりますように、まず1は規約第6条第1項に規定する会長の選任でありまして、会長には渋川市長を選任するものとしております。

次に、2は規約第7条第2項に規定する会長の職務を代理する順序に係るものでありまして、記載のとおり第1順位に赤城村村長さんを、第2順位に子持村村長さんとするものであります。

3は規約第8条第1項に規定をする参与の選任であります。記載のとおり群馬県議会議員3名と渋川行政事務所長、それに北群渋川農業協同組合及び赤城橘農業協同組合の組合長をそれぞれ参与とするものであります。

4は規約第9条第1項第5号に規定をいたします学識経験を有する者の選任で、渋川地区医師会長の桜井芳樹氏、高崎経済大学地域政策学部、戸所隆氏、群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長、小野宇三郎氏、3名を選任するものとしております。

あります。

5は規約14条第2項に規定をいたします従事職員の指定の協議に係るものでありまして、後ほど説明いたしますが、別に締結をいたします協定書によるものでもあります。

6は規約第15条第2項に規定する負担金の額の定めに係るものでありますが、以下に記載のとおり経費は本協議会の構成市町村の負担とし、その割合は均等割20%、人口割50%、地方交付税の関係で基準財政需要額30%とし、各年度の負担額はその都度定めるとするものであります。

6ページをお願いしたいと思います。規約7であります。規約第16条第1項に規定する監査委員の選任で、以下に記載のとおり、子持村監査委員の阿久澤明氏及び赤城村監査委員の田子玲子氏を選任するとするものであります。

報告第1号、報告第2号については、説明は以上であります。よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局から報告第1号及び報告第2号につきまして説明が終わりましたので、ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員（新井晟久君） 渋川市の新井と申します。よろしく願いいたします。

報告第2号今説明を受けましたが、1から9番までそれぞれの点について今報告がございました。これではよろしいんでしょうか。第1回の任意合併協議会において、我々当時の任意協議会の委員に関することですが、公務災害補償に関する協定書があったんですね。ですから、我々がこういう会議に出てきたときに万が一事故があった場合には公務災害補償に関する協定でその対応ができるというのが、任意合併協議会の最初の報告の中に入っていたんです。今度は法定協議会に移りまして、きょう初めての市町村合併協議会、これには職員の公務災害等が入っていますけども、我々きょう集まりました50名の委員のその公務災害の関係について入っていないように思うんで、これはどうなんですか。この点お聞きをいたします。

それと、もう一つ続けて聞きますが、合併協議会の規約につきまして、この点については我々渋川市議会としても過日協議をいたしまして、いろんな質問が出ました。そのときに会議の招集について意見が出ました。この規約について、会議は会長が招集するというようになっております。我々の議会の中で出た意見では、委員発議で会議を開催することができるようにすべきじゃないかというような意見が出ました。きょうは第1回の合併協議会ですので、会議の招集について委員発議で開催ができるようにするような規約に追加することはできるものなのかどうか、その点についてお考えをお聞きをいたしたいと思います。

以上です。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） まず、公務災害に関するご質問であります。これにつきましては従事職員等委員の皆様の関係も含めまして、先ほどご質問にありました公務災害補償の関係につきましては既に内規的なもので正副会長会議の合意書というようなことで決定をいたしておりますというようなことで、この規約等の中には盛り込んでいないという、こういうことであります。

それから、渋川市の経過の中で委員発議で会議の招集はどうかという、こういうお話があったということではありますが、会議の進め方とすれば、これは報告ということで既に決定をされた規約でありますから、報告でありますから、そういう意味ではこの規約どおり決定をしたということでご理解いただきたいと思います。すんで、よろしく願います。

委員（新井晟久君） ただいま説明を受けましたが、きょうは第1回目の渋川地区の合併協議会です。ですから、先ほど申しましたように、当時平成15年10月5日の第1回の渋川地区市町村任意合併協議会、このときについては、今1から9番までありましたけど、この中に渋川地区町村任意合併協議会委員の公務災害補償に関する協定書ということできちっと議題として上がって、それぞれ内容が説明をされておるんですね。ですから、今何か市町村長の間で話し合いしてあるからいいような話なんですけど、この点についてやはりきょうは第1回目ですから、我々委員がもしかこの会場に来るときに事故にでも遭った場合に、この内容についてきちっと我々も認識をしておかなきゃならないもんだと思うんです。内規で決めてあるからいいと、そんなもんじゃないと思うんですね。わざわざ第1回の任意合併協議会のちゃんと載っているんですよ。それで今回は載っていないんです。ですから、今回9項目。だから、第1回の任協では10項目。だから、1項目抜けているんです。そういう大事な我々の一つの公務災害の協定書、これは内規で決まっているからいいと、そんな簡単なもんなんですかね。その点もう一度お聞かせください。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） やや説明不足でありますけども、基本的には任意協議会の場合と全く同様の正副会長会議における渋川地区市町村合併協議会設置委員等の公務災害等に関する協定書というのを既に締結をしております。先ほど申し上げました従事職員の身分の取扱いに関する協定書と同様にこれは内規的なものであるというようなことで、先ほど申し上げましたように任意協議会と全く変わっておりませんので、そういう意味では今回報告事項の中には改めて提出をしなかったということで、内容的にも、それから今お話のありましたそういった事例が生じた場合は大変じゃないかと、こういうお話もありましたけども、基本的に我々とする全く変わっていない状況で整理をいたしたもんですから、そういう

ことでご報告させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（新井晟久君） 了承はいたしますけれども、第1回の任協ですから、この点についてもきちっと議題に上げておくべきもんじゃないかと、こう私は思ひますので、会長、議長の方からお答えをお願ひいたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局の方から報告がありましたように、そのように取り扱っていただきたいと思ひますので、よろしくご理解賜りたいと思ひます。

ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにご質問もないようでありますので、お聞き取りいただいたことにいたします。

次に、報告第3号 渋川地区市町村任意合併協議会における調整方針の取扱いに関する確認書を議題といたします。

事務局の説明をお願ひいたします。

事務局長。

報告第3号 渋川地区市町村任意合併協議会における調整方針の取扱いに関する確認書

事務局長（吉原康之君） 29ページをごらんいただきたいと思ひます。報告第3号であります、渋川地区合併協議会における調整方針の取扱いに関する確認書について、6市町村において別紙のとおり確認をいたしましたので、報告するものであります。

31ページをごらんいただきたいと思ひます。確認書であります、記載の関係市町村は渋川地区市町村合併協議会で任意合併協議会で別紙のとおり決定された調整方針を尊重し、継承することを確認したということでありませぬ。

33ページをごらんいただきたいと思ひます。具体的な調整項目及び調整方針はこのページから41ページにわたるものでありませぬ、この調整方針案については先ほど申し上げましたように既に任意協議会で決定され、説明を申し上げておりますので、詳細な説明は省略をいたしまして、説明につきませぬは以上であります。よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

報告第3号につきませぬご質問等ございませぬたらお願ひいたします。

委員（楯 信一君） 北橋村の楯と申します。

協議項目の第24番でしょうか、各種事務事業の取扱いに関すること、その(4)番、姉妹都市、国際交流等の取扱いということで、私も以前にご質疑申し上げませぬ

したけれども、もう一度確認の意味でお願いしたいと思います。1は結構でございます。2の国際交流事業について、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整すると、このようにありますが、現行のまま新市に引き継ぐ、ここはいいんですが、新市において調整すると、このところをもうちょっと具体的に説明していただければありがたいなど。

例えばこれはもう少し後ろに学校教育、社会教育の取扱いというのがあります、(20)、(21)と。これにも関連するわけですが、具体的に申し上げますと、北橋村北橋中学校はニュージーランドのファカタネ高校との国際交流をもう10年、平成の4年からだと思えますから、10年以上続けております。そういった中で引き継がれるのはいいんですが、調整するというのは、そのまま続けていけるのか、あるいは何らかの関係で変更されているのか、その辺わかる範囲で結構でございますので、お願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局長。

事務局長(吉原康之君) 国際交流事業に関するご質問でありまして、この調整方針によりまして、お話にもありましたように特に2の方ではありますが、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する、この調整についてどうかという、こういうご質問であります。基本的にはこの文言どおりで、我々が対応する話では、通常の場合は調整するということでありまして、変更の場合も出てまいりましょうし、現在そのままそのまましばらくいくというようなことも出てまいりましょうが、この文言どおり現行のまま新市に引き継ぐわけでありまして、当面現在行われているお話にございました北橋村さんで行われているもの、あるいは渋川市でも中学生の海外派遣等を行っておりますが、急激な変化というのはいずれにしてもこの国際交流だけに限らず問題が生じるというようなこともありまして、特にこの項目については当面現行のままでいろんなその業務が執行されるというように考えておりますが、これにつきましては数年にわたって新市になってからその辺の調整を行うということでありまして、ご理解をいただきたいと思えます。

議長(木暮治一君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ほかにもございませんようでございますので、お聞き取りいただいたことにいたします。

次に、次第の5、協議事項に入らせていただきます。

議案第1号 渋川地区市町村合併協議会会議運営規程を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第 1 号 渋川地区市町村合併協議会会議運営規程

事務局長（吉原康之君） 43ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号渋川地区市町村合併協議会運営規程について、別紙のとおり提出するとするものであります。

45ページをごらんいただきたいと思います。渋川地区市町村合併協議会会議運営規程であります。任意協議会におきましても内容的にはこの規定と全く同様でありますので、主要な条項のみについてご説明を申し上げたいと思います。

まず、趣旨、第1条であります。この規定は渋川地区市町村合併協議会規約第11条第5項の規定に基づきまして、渋川地区市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条の表決であります。会議の議事は出席委員の過半数をもって決するとするものであります。ただし、議長が必要であると認めるときは、出席委員の3分の2以上をもって決するとするものであります。

会議録に関する第3条であります。そのうちの第2項について申し上げますが、会議録は議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1名が署名するとするものであります。

第4条の会議録等の公開に関する定めであります。会議録及び会議に提出された資料は原則として公開するとするものであります。

第5条は傍聴に関する定めでありまして、会議は傍聴することができるとするものであります。ただし、委員の過半数の賛同があるときは、一部または全部を非公開とすることができるとするものであります。第2項は、傍聴人の定員の関係でありまして、30人とするものであります。

以下、6条、それから7条、8条につきましては説明を省略をいたしまして、附則をごらんいただきたいと思いますが、この規定は平成16年9月24日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説が終わりました。

議案第1号につきましてご説明等ございましたらお願いをいたします。

はい。

委員（塩野光弘君） 伊香保町の塩野でございます。よろしく願いします。

まずは、会長の方から本音の論議をもってこの法定協議会を、十分な審議をしていきたいというふうに言われましたように、今後ともさらに十分な審議を尽くしたいと、こういうふうに思います。

なお、本日伊香保町の方から何件か質問が出ると思いますが、それは過日議会の特別委員会で論議をし合いまして、その中で意見の出たものでございますので、了承方ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

さて、この運営規程につきまして、第5条第2項と申しますか、傍聴の関係なんでしょうけれども、こう言ってざっと見ても30という定数には満たないのかなという感じがいたしますけれども、実はこれから予定を見ますと、10月においては伊香保、その次は子持という形で今まで任協がそういった形で行われなかったのに対して、やはり会場の持ち回りというふうな形が出てまいります。そういった意味では、場合によつたらかなり人数がふえていく部分もあるのではなからうかというふうに推察をされます。合併問題がこれから急展開をしていくという中で、法定協の論議がどのようになっているかということも多く市民、町民の皆さん方にやはり聞いていただく、あるいは来ていただくということは、これ重大なことだなど、大切なことであろうというふうに思います。したがって、30人というこの枠が、もちろん後段の調整ができるというふうにはなっておりますけれども、その次の第6条ではくじ引きなどというふうな言葉があります。そういった意味では、この最初の30人という数字をもしできるならば少し動かして多く設定をしておく方がよろしいのではないかという感じがいたします。でき得れば50というふうな数字を調整をしていただければありがたいというふうに思うんですけれども、よろしくお取り計らいお願ひを申し上げます。

議長（木暮治一君） ただいま塩野委員さんの方から、傍聴人の数についてふやす方向でというふうなご発言ございました。この件につきましてご意見ございましたらお願いいたします。

はい。

委員（岩崎幸代君） 赤城村の岩崎と申します。

その50人という数字、それは傍聴人というのは多ければ多いほどいいと思うんですが、まずその前に30人と定めた根拠がありますれば、その辺から説明いただければありがたいと思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） これは先進地事例等を参考にしながら、渋川市なり、あるいは先ほど持ち回りというお話もありましたが、各市町村の会議場等の状況も勘案しながら30人というようなことで決めさせていただきました。ただ、その規程の中で、先ほどもお話がありましたようにただし書きがありますから、そういう中でその人数については調整ができるというようなことで必要に応じて、30人が少ないというようなことでこの協議会で決定していただければ、この規定によって裁量の範囲ではふやしたり、あるいは減少させたりできるということも我々想定をいたしまして、こういった規定を設けさせていただきました。

議長（木暮治一君） はい、どうぞ。

委員（岩崎幸代君） 会長によりまして裁量の数字の限定を設けるんじゃなくて、その場のところで裁量ということで幅を持たせてあるのであれば、今言った50人という規定にこだわるんじゃなくて、30人、50人というんじゃなくて、その辺の裁量の範疇をどの位まで設けるかということのを予め決めておいていただければ、人数を30、50というんじゃなくてもいいんかなというふうに思いますんで、その辺が何かありますれば、代案みたいのがありますればお願いしたいと思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 私どもで想定した範囲外の話にも関連するような状況も場合によっては想定できることがあるというようなことも考えまして、先ほどの規約の方の説明で会議は公開を原則とするというような、そういう規約の条文を説明させていただきましても、会議の項目によっては、場合によってはとりあえずその人数を制限した方がいいだろうというようなことも事例としては出てくるし、あるいは逆にふやした方がいいだろうというふうなことも事例として出てくるであろうというふうなことを考えまして、先ほど申しあげました各市町村の会議場の関係も勘案しながら、あるいは先進事例等を勘案しながら一応30人と、こういうふうに決めましたんで、よろしくお願いたしたいと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（岩崎幸代君） 何かお答えが紋切り型といいますか、もう少しやっぱり幅を広げて、民主主義の時代なんですから、傍聴を希望される方はやはり認めていただくというふうなぐらいの幅があってもいいんじゃないかと。もちろん非公開にする場合は、これは当然ですし、そのことについてのことを言っているわけではないです。ですから、先ほど裁量の幅があるというふうなお答えであったんですから、ぜひそのところを、30人超えても、例えば50人を超えても十分な余裕がある場合には傍聴の方を拒否しないというぐらいの運用で幅を持たせていただくと、そのようなことでいかがでございましょうか。

議長（木暮治一君） はい。

委員（宮下 宏君） 渋川の宮下です。

今までこの合併に今日に至るまで各地域で説明会があったわけでありましたが、私もそういう中へ参加をさせていただいたわけでありまして。実際に合併に踏み込む今現在でもそうですけど、今までのこの協議会でも任協でも人数が、持ち回りをしないでこの辺ですっとやってきたわけですが、30人を超えたことが今までなかったわけでありまして。住民説明会を見ても30人に満たないようなものもあったわけでありまして、30人でよろしいかと思えます。よろしくお願います。

議長（木暮治一君） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 傍聴人の人数につきましてご意見ございました。先ほど来事務局が説明しておりますように、この30人という人数につきましては大方のその他の協議会等におきましても調べた結果出されたものであると思っております。そういった中で、今までもそういった経過の中で十分な席が用意してあったというふうに思います。しかしながら、その中でも規約の中にありますように、運営規程の中にありますように、これを超えての人数も当然予想した場合には入っていただけるというふうな条項になっておりますので、その辺につきましてはこの原案のとおりご承認をいただければというふうに思っております。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、お諮りをいたします。

ただいまの件につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号につきましては原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第2号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度事業計画及び議案第3号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出予算につきましては関連がございますので、一括してご協議をいただきたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第2号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度事業計画

事務局長（吉原康之君） 47ページをごらんいただきたいと思います。議案第2号渋川地区市町村合併協議会平成16年度事業計画につきまして、次のとおり定めるものであります。これにつきましては1から5の項目にわたってそれぞれ項目の整理がしてありますが、任意協議会の当初ご承認いただいたものと全く変わっておりませんので、項目を読み上げまして議案の説明にかえさせていただきます。

まず1は、新市建設計画の策定であります。2は、事務事業調整方針の策定であります。3は協議会だよりの発行、4はホームページによる情報提供、5はその他調査研究ということで事業計画を立てさせていただきました。

議案第3号 渋川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出予算

次に、49ページをお願いしたいと思います。議案第3号であります、洪川地区市町村合併協議会平成16年度歳入歳出予算は次に定めるところによりたいと思います。

第1条、歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ1,022万5,000円とするものであります。2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は次表によるとするものであります。

51ページへお願いしたいと思います。今回の予算につきましては、事業計画でも申し上げましたとおり、任意協議会の既に執行したものを除きまして予算計上をさせていただいたものでありまして、おおむねこれから6カ月間の必要経費に係るものであります。

まず、歳入であります、1款1項1目負担金は1,022万4,000円でありまして、各市町村の負担額は説明欄記載のとおりであります。

4款1項1目諸収入は預金利子でありまして、1,000円の計上で、最下段歳入合計であります、1,022万5,000円であります。

次に、歳出であります、1款1項協議運営費は440万4,000円でありまして、これは1目会議費と2目事務局費から成るものでありまして、1目会議費は196万4,000円で、これは今後開催を予定しております協議会に係る委員報酬などを勘案し、以下の節に整理をいたしましたように予算額を計上させていただきました。

2の事務局費であります、主に事務の執行補助に係る臨時職員の賃金やパソコンのリースなどにかかわりますもので、それぞれ記載の予算額を計上いたしました。

2款の事業費であります、552万1,000円を計上いたしました、これは1項広報費と2項調査研究費でありまして、広報費169万8,000円は今後の協議会だよりの発行部数などを勘案いたしまして計上いたしましたものであります。調査研究費382万3,000円は、説明欄に記載のとおり任意協議会において既に執行した額を除き計上をいたしましたもので、内訳については説明欄記載のとおりであります。

3の予備費は30万円を計上し、以上歳出合計であります、最下段のとおり1,022万5,000円であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

議案第2号及び議案第3号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご質問等ないようでありますので、お諮りをいたします。

議案第2号及び議案第3号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、議案第2号及び議案第3号につきましては原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第4号 合併協議項目、議案第5号 行政制度の調整方針、議案第6号 新市建設計画の策定方針及び議案第7号 協議項目の一括提案についてにつきましては、任意協議会におきまして協議された内容でありますので、法定協議会では任意協議会での協議内容を継承することとしていることから、一括してご協議をいただきたいと思いますと思いますが、ご承認いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご承認ありがとうございます。

それでは、事務局より議案第4号から議案第7号まで一括して説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第4号 合併協議項目

事務局長(吉原康之君) 53ページをごらんいただきたいと思います。議案第4号合併協議項目、このことにつきまして、別紙のとおり提出するものがあります。先ほど議長の方からも申し上げましたとおり、既に任意協議会で決定をし、それぞれその後の合意文書等で整理をされておりますものでありますことから、一応ページをくくって項目のみを中心に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

55ページをお願いいたします。協議項目一覧表ということで、これは任意協議会での最初の方の会議で、基本的事項以下それぞれ記載の協議項目についてその後の協議をしていただくという意味で整理をいたした項目であります。

議案第5号 行政制度の調整方針

57ページをお願いいたします。議案第5号でありまして、行政制度の調整方針であります。行政制度の調整を統一的かつ体系的に行うため、行政制度の調整方針を次のとおり定めるとするものでありまして、以下1項から6項

にわたってそれぞれ記載がありますが、先ほど申し上げました調整方針等の決定をしていただくさまざまな議論の前提となるものでありまして、これにつきましても任意協議会の場合と全く変わっておりませんので、内容の説明は省略をいたしまして、59ページをお願いいたしたいと思っております。

議案第6号 新市建設計画の策定方針

議案第6号 新市建設計画の策定方針でありまして、渋川地区市町村合併協議会における新市建設計画の策定方針を次のとおり定めるものとするものでありまして、後ほど新市建設計画の内容につきましては説明あるいはご協議をいただくことにしておりますが、この調整方針につきましても既に任意協議会におきまして1から4の項目についてご協議をいただき、決定をしているものでありますことから、内容の説明は省略をいたします。

議案第7号 協議項目の一括提案について

61ページをお願いいたしたいと思っております。議案第7号であります。協議項目の一括提案でありまして、次の協議項目について一括提案とするものでありまして、61ページ以下に記載の協議項目1、合併の方式以下記載のとおりでありまして、このページには21の項目にわたって協議項目を整理しております。

次の62ページになりますが、ここでは17項目についてそれぞれ整理をいたしております。合計いたしますと38項目にわたって既に任意協議会で調整方針等の決定をしていただいているところでありまして、調整方針については先ほどご報告申し上げました別紙のとおりとありますが、63ページから71ページにわたって先ほどの報告の内容と全く同様の内容で整理したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

議案第4号から議案第7号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員（新井晟久君） 議案第7号につきまして、この点につきましては先ほど説明がありましたとおり、任意合併協議会においてそれぞれ対応が定まっているところがございます。きょうは第1回の合併協議会ですので、皆さんの意見をお聞きしながら変えられるところがあれば変えていただきたいと思いますと思っておりますのが1点あります。

それは69ページです。保育料の取り扱いにつきまして、このところにはおおむね合併後5年以内に保育料の平均額を国の基準のおおむね60%に統一すると、任意協議会ではこういうふうになったわけでございます。できれば私の今の考えなんですけども、渋川は群馬県の市の中で一番保育料が安く、子育ての目玉として保育料については自慢をしてきたところなんです。それは、渋川市では48.29%ということで国のこの基準になっております。以下、前橋から安中まで現在の10市の平均をとりますと、10市平均で59.392%というふうになります。ですから、渋川は48.29でございますが、これから合併に向かいますしてそれを主張するわけにもいきませんし、しかしながら子育てということは大事なことでございますので、10市の平均が59.392ということでございますので、できればこのところの文言を50%台に統一すると、そういうふうにしていただきたいと、私はそう思っております。その点についてお諮りを願いたいと思います。

以上です。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） この保育料の議論につきましては、任意協議会等におきましてもただいまと同様のご意見がたしかあったというふうに記憶をいたしておりますして、このただし書きをごらんいただくとわかりますように、お話にもありましたように5年以内に保育料平均額を国基準のおおむね60%に統一するという、こういう整理をさせていただきました。ですから、今後新市になっておおむね60%に統一するというようなことで調整をしていただくというようなことでありますから、ただいまご質問になったような趣旨もおおむね50%に統一するというような、そういう文言の中で調整をしていただくというようなことになろうかと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

委員（新井晟久君） おおむねということでございますが、10市の平均が今言ったように高いところは60%以上超えているところもありますし、低いところは50%すれすれのところもあると思うんですね。平均を私が計算したところ、前にそれぞれの各市の状況発表がありましたから、それを平均としていったときには59.39%ということでございました。ですから、おおむね60%台ということなんですけども、私とすればできればこれから少子化の中で子育てをさらに応援していく、多くの方々にも1人、2人、3人と産んでいただけるようなそういう方式、考え方、これは保育料だけに限ったことではありませんけども、「子供を産むなら、群馬県」ということを言われております。「子供を育てるなら、群馬県」ですか。ですから、やはり我が今合併の協議をしているこの地域においては、できれば50%台に統一していただきたいと、こう再度同じことを言うんですけども、これは会長の方から皆さんに諮ってもらって、それでいいか悪いか判断していきたいと思ひます。

以上。

議長（木暮治一君） ただいま新井委員さんの方から保育料の措置につきまして、任意協議会ではおおむね60%に統一するというふうな形であります。しかしながら、今のご発言ではそれをもう少し下げろというふうなご提案だというふうに認識をいたしております。この件につきましては先ほど局長が説明しているように、おおむねという形で60%という提案任意協では了解されたわけでありまして、この件につきまして皆さん方のご意見を拝聴したいと思っております。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にご質問もないようですので、新井委員さん、ご了解をお願いいたします。

ほかにございませんか。

はい。

委員（新井晟久君） 今の点についてはやむを得ないというか、今後の問題として考えていきたいと思いますが、もう一つ70ページの5番に、市町村営住宅、特定公共賃貸住宅及び再開発住宅については現行のとおり新市に引き継ぐものとするがありますが、渋川では借り上げ賃貸住宅があります。この点載っていないので、この点については借り上げ賃貸住宅渋川では6カ所、渋川地内に人口ふやすということからこの制度を取り入れておりますので、この点については入っていないので、新市にどういうふうになるのか、その点についてお聞きをして終わります。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） これはお話にもありましたように、渋川市で行っております借り上げ住宅の関係については、それぞれ専門部会等では検討した項目に入っておりますが、ここには今言われた項目については落ちてしていると、こういうことでありますので、この辺は協議をしていただいて、改めてこの文言を加えて整理をしていきたいというふうに考えておりますので、基本的には同じ考え方で現在検討を進めていきますので、文言の訂正についてはそういうことで議長の方からお諮りいただければ整理をし直したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（木暮治一君） ただいま新井委員さんの質問の中に、渋川市で取り組んでおります借り上げ賃貸住宅につきましては、事務局の方から説明がされましたけれども、この中に入っておらないということでもあります。これも加えましてこれらについては検討をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただけますか。当然そのような、ほかの賃貸住宅等と同様な扱いになろうと思っております。

それでは、この特定公共賃貸住宅には渋川市の借り上げ賃貸住宅が入っておりませんので、この件につきましては加えて検討させていただくことでよろしいで

しょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) それでは、そのようにさせていただきます。

そのほかございませんか。

はい。

委員(新保悦司君) 伊香保町の新保でございます。何点かどのような経過でこうなったのかという部分をお伺いしたいというふうに思います。

まず、第1点は、63ページの入湯税関係でございます。ご承知のとおり入湯税は目的税でございます。この協議会の中でもかなり特定の税財源ではないかというふうに考えます。予算の中では目的税ですので、当然使途内訳を示しまして議会の議決を得るわけでございます。実はこの入湯税の問題だけを取り上げるわけではなく、この入湯税を対象として実は伊香保町観光協会の補助金の問題がございます。そういうものが全くこの補助金の項にもあらわれてこないという部分が大変心配な事項でございます。身勝手な言い方かもしれませんが、地域特定のこういう目的税でありますので、やはり特定の部分でまず対応されないといけないかというふうに思います。16年度の予算を見ますと、観光協会への宣伝の主に補助金になるわけなんですけど、この入湯税の中から5,370万余のお金が出ております。これにプラスしてもう少し補助を出しているわけなんですけど、これはこういう入湯税があるからこそ出せるわけですし、これが目的外のほかに使われるというようなことがあっては非常に困るわけです。ただ、一つだけ言えることは、伊香保町は1億6,430万の計上をしているんですけど、その1億円ぐらいはほとんどが消防に使われています。ですから、消防の予算が新市になりますとかなり大きくなって、全部そこに充てられてしまうという可能性も出てきてしまうわけですが、それでは社団法人伊香保温泉観光協会が成り立っていかなくなってしまうという部分もございまして、そういう部分がどのように検討され、論議されたのかをまずお聞かせいただきたいというふうに思います。

2点目は、同じ目的税の都市計画税につきましてお伺いを申し上げます。これも都市計画税を歳入としての論議だけをされているようで、支出について全く考慮されていないという節がございます。伊香保町の場合、都市計画税は16年度予算では6,650万円すべてが下水道会計への繰り出しになっています。なぜそういうことを言うかというところへいきますと、伊香保の下水道は安いと。下水道使用料が安いから、このままいくと倍ぐらいになってしまうというような説明を受けてきたわけなんですけれど、都市計画税がこのままいきますと伊香保町は約50%の値上げになります。50%といいますと、1万円納めている人は1万5,000円になりますし、10万円の人は15万円になっていくということ

になるわけです。すぐということではないでしょうけど、この先そういうことになるわけです。これがまず一つのパンチになるわけです。

もう一つパンチは、要するに先ほど言いましたように公共下水道料金が安いから上げるといふ、これもまた倍くらい上がるというふうなお話を聞いています。ダブルパンチですね。なぜ伊香保の下水道使用料が安かったのかというのは、この都市計画税が充てられたからというふうに思います。ですから、この辺がどのように論議をされたのか。単に歳入だけでそういう判断をされるというのはやはり問題があるかなという気がいたしますので、その辺の論議をどのようにやられたのかをまず伺いをしたいというふうに思います。

3点目につきましては、伊香保町の水道はご承知だと思いますが、16年度末の決算ではまた1億円赤字がふえまして6億1,000万円ぐらいの赤字になってしまいました。このままいきますと17年度末ではまた1億円ふえて、7億を超える赤字額になってしまうわけです。そういうものを素直に受け入れてもらえるかどうか。その辺はどういうふうに論議をされたのか。どうも聞いていますとほとんど論議はなかったと。一部何か問題があるというふうな話があったというふうには聞いていますが、この辺が全くされていないということのようですが、その辺はどのように論議をされたのかをお聞かせいただきたい。

また、伊香保町はいろんな問題を抱えております。過日は温泉で大分にぎわえてしまったわけなんですけれど、それ以外でも前町長の不正の問題での告発を現在しております。また、それに関連してNECリース株式会社から訴えられてもいます。そのほかにも裁判がございます。そういう状況の伊香保町なんですけど、その辺がどうも首長さんの会議では何か大分話し合われているというふうには聞いておるんですけど、一般になかなか下へおりてきていない話のような感じがいたします。忌憚のないご意見を伺う中で、そういうものを新市がどのように対応していくのかというのが我々町民にとって非常に関心事であるわけです。論議がないままなるというのは非常に困る問題ですので、ぜひその辺どのように論議をされたのか、あるいはされていなかったら今後どうしていくのかという点をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 入湯税と都市計画税の関連で、財源充当のお話の中でそういった議論はどうかという、こういうお話であります。基本的には調整方針でお示しをいたしましたように、新市になって一定の調整方針に基づいて調整していくわけです。基本的には6市町村それぞれいろんな事情があるわけでありまして、一自治体だけのさまざまな問題がある中でも、そういったものを前提にその6市町村の中で新しい市になったときにご検討いただくというふうなことが、その入湯税にしても都市計画税にしてもこれはそういうことで調整方針を

決めたわけでありまして、具体的な議論については現在並行して議論している部分もありますけども、新市になって議論をしていくと、こういうことでありますんで、それはその財源の使い方については、これ目的税でありますと目的以外は法律的には充当できないわけでありまして、基本的にはそういう考え方で調整するわけでありまして、そういうご理解をお願いをしたいと思います。

それから、水道料の赤字決算どうかと、こういうお話でありますけど、これは基本的には先ほど申し上げました6市町村のさまざまな事情を前提に今後調整するわけでありまして、そういう調整の中で議論をして調整をしていくという、こういう話であります。ただ、事務的な今の整理の段階でいきますと、非常にその特別会計、これは水道の場合は企業会計でありますけども、先ほど申し上げました、お話にもありました伊香保はかなりの大幅な赤字でありますから、現在専門部会等での調整の中では非常にその調整の具体的な整理の仕方をどうするかということとかなり議論を詰めておるところでありますけど、いろいろ困難な問題があると、こういうふうに現在のところは聞いておる状況であります。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新保悦司君） もう既にやったことだからみたいなことで、論議をされたかどうか具体的な部分は全く触れられていなかったような感じがいたします。目的税一括にして、ほかのところもあるんだと、ほかにもあるんだということですけど、合併をしていく中でも私は未来永劫までずっとこのままやってくれという意味で申し上げているわけではなくて、こういう独立した観光協会みたいなのがありまして、ほかの町村にあるかどうかはちょっとわかりませんが、やはりそこがやってきた部分であるわけです。ですから、そういう部分がこうやって充てられる財源を持っているところが合併をしていくわけですので、これはほかのところを使うということになるとやはりいろいろまた問題が起きてくるというような感じがいたします。地域限定みたいな目的税ではないかというふうに思いますが、その点今後十分論議をしてほしいと思います。また、この文言だけで全部調整をされてしまうのかということになると非常に不満が残るという部分でございます。

それから、都市計画税の関係につきましてもそのとおりでございますけど、これは目的税で、しかも都市計画というのは区域、伊香保町だって全部が取られているわけじゃなくて、下水の区域だけ取られているわけです。ですから、そういう意味でその人たちが利益を受けなくちゃならないわけですよ。それは全く無視されちゃうということになると、非常に倍ぐらいの下水道使用料を払うということになってしまうので、それではやはり不満が起きてしまうということだろうと思います。そういう意味の解釈が全くされなかったのか、今まで論議されていなかったのかということをお聞きしたいわけなんですけど、改めてもう一度その点

についてのお考えをお伺いしたいというふうに思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 例えば都市計画税等の問題につきましては、先ほど申し上げましたようなことで財源充当の話がありましたけども、これは税率をどうするかという話の中では、必要性がなかったから議論しなかったわけでありまして、全くその議論がなかったかと、こういうお話でありますけども、必要に応じて、例えば都市計画区域がまだ決まっていない地域もあるわけでありまして、今後その都市計画区域を決定する話も含めて、そういうものを前提にお話にもあった伊香保の状況もちろんこれ踏まえましたがありますけども、そういう中で税率をどうするか、あるいは全然その都市計画区域が決まっていないところもあるわけでありまして、そういう議論を今後していくと。これは、当面税率の調整なり、入湯税の調整については必要に応じて議論をしていると。お話の中に全くしていなかったというお話ありますけども、必要に応じてこれはしているんでありますんで、そういうご理解でよろしくお願いいたしたいと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新保悦司君） もう一度改めてお伺いをするんですけど、いわゆる都市計画の問題でこういうふうには下水に充てていますよね。都市計画税そのものについては、渋川と伊香保しか今のところないわけですね。これから新たに生まれた市でどういうふうにするかというのは、これから先の話になってくる。今現実の問題としてこういう事態があるので、そういう部分をどういうふうにするのかというのはやはりもうちょっと議論されてもよかったんじゃないか。全部調整をするということになりますと、調整もいいんですけど、どういうふうな調整になるのかというのが全然見えてこないですよ。こういう問題特に伊香保町が自分のところで負担をするわけ、入湯税については自分が負担するわけではないんですけど、都市計画税は自分が負担するたもんです。自分の負担するものが自分の事業に充てられないということになりますと、やはり町民に不満が起きるといふ心配しているわけでお聞きしています。ですから、今後ひとつ運営協の中でも十分に議論をされて、単に調整をするということだけでないという意味のご返事を会長からいただければというふうに思います。

議長（木暮治一君） 都市計画税の件についてのご質問であります。この件につきましては、記述のとおり税率については合併特例法第10条の規定を適用いたしまして、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り現行の税率を採用し、不均一課税とするものであります。したがって、今ここで都市計画税は、部長の方から説明されましたように、渋川市と伊香保町だけあります。そういった中で、伊香保町の状況等もお話のように私どももお聞きしております。そういった中でやはり目的税でありますから、そのような運用をしていかな

ければというふうに考えております。

はい。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。1点だけということで。

今話が出ましたように、非常にはっきり申し上げますと、合併の姿がやっぱり見えてこないというのがやはりあるのではないのかなと。細かい部分についてやはり不透明な部分、わからない部分というのがあると、やっぱりこの辺がひとつ問題なんだろうと。この辺を法定協の中でやはりきちんと論議をしていく必要があるのではないかと。

1点お聞きしたいのは、組織及び機構に関することということで、「今後、定める「新市における組織・機構の整備方針」に基づいて」というふうに書いてあるわけですがけれども、今後というのはどの程度の問題なのかということをお聞きしたい。要するに支所の将来的な職員数というのが一体どうなっていくのかというのは、これは職員にとっても住民にとっても最大のやはり懸案事項ではないのかなというふうに感じます。そういった意味では、兵庫県の篠山市の例をとりますと、合併時は74あったのが、1年後には24になって、5年後には9になっていったというふうな数字が出ております。そういうことはないだろうというふうに思いますけれども、そういった意味で組織、機構の整備方針というのをいつごろに立てて発表していただけたらいいのかというふうな計画をもし進めておられるのであれば、その辺を明らかにしていただきたいというふうに思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 組織、機構に関するご質問であります。

これにつきましては、かつての任意協議会でもお話があったかと思っておりますけれども、基本的にはお話にもありましたように、それぞれの市町村におけるそれぞれの事務をどうするかということで非常に膨大な作業が必要なわけでありまして、現在この方針を決めていただいた以降、並行してさまざまな議論を続けております。かなり具体的な内容が事務的な整理の中では固まってきておりますけれども、現在協議会の組織であります専門部会、あるいは幹事会、最終的には協議会になるわけでありまして、今後いわばそのたたき台ができ次第人員の配置等も含めましてその辺を整理をしていきたい、こういうふうに考えておりますので、いずれにしても合併時に正式に全部決まっていなないと、職員の異動、それから特に住民の方へのサービスに問題が出るようなことになると困るわけでありまして、これはいずれにしてもそういう支障が出ないようなことで早急にその結論を出してご議論いただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

はい。

委員（新保悦司君） 先ほど告発とか裁判のことを申し上げましたら、それはてめえんちのことだという声も聞こえたんですけど、確かにてめえんちのことなんですけれど、伊香保町がなくなっちゃうとてめえんちのことじゃなくて新市のことになる。その辺の伊香保町のことをきちっと聞いて、どういうふうで解決していきかけたのかということを知りたいと聞いて引き継いでほしいということを申し上げているわけで、その辺のお考えをお伺いしたいということなんです。ご意見の中でそういうことであれば黙って引き継いでもらうよりしょうがないというふうなことになるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 事務的な話で申し上げますと、我々の方の調整の中ではただいまお話のあったような問題につきましてはそういう意味では全く議論をされておりませんし、それからさまざまなそういう考えがいろんな会議の中でというお話もありましたけども、事務的にはそういった議論は全くその協議会の組織では当面は行われておりませんので、そういったご理解でよろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにご質問もないようでありますので、お諮りをいたします。

議案第4号から議案第7号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第4号から議案第7号は原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第8号「新市の名称に関すること」に係る協議方法についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第8号 「新市の名称に関すること」に係る協議方法について

事務局長（吉原康之君） 73ページをごらんいただきたいと思います。議案第8号であります。新市の名称に関する協議方法につきまして次のとおり提出するものであります。新市の名称に関することにつきましては、別紙募集要項により募集するものといたしまして、その候補の選考については小委員会に付託すると

するものでありまして、小委員会の構成につきましては下記のとおりとするものであります。

まず、小委員会の名称であります(1)であります、小委員会の名称を「新市名称候補選定小委員会」、こういった名称にしたいということでありまして、

それから、(2)の小委員会の構成であります。小委員会の構成につきまして、まず2号委員であります、関係市町村の助役たる委員であります、3号委員は関係市町村の議会の議員たる委員、4号委員は関係市町村の学識経験者たる委員、それから5号委員は共通の学識経験者でありまして、記載のとおり2号から4号委員につきましては関係市町村から各1名、それから5号委員につきましては1名ということで、合計19名の委員から構成するものとしてあります。

75ページをお願いいたします。新市名称候補募集要項であります、表の左側の区分の項目ごとに内容を申し上げますと、まず趣旨であります、合併に関する住民の意識高揚と住民参加の促進を図るために新市の名称を募集するものであります。

応募資格は居住地について制限いたしません、年齢は小学生以上といたしたいと思っております。

募集期間であります、本年の10月1日から10月25日までとし、当日消印有効といたします。

応募方法であります、専用応募用紙、これは括弧内のとおり、協議会だより第1号に添付し、また各市町村役場に置くことにしております、この専用の応募用紙のほか、記載のはがき、封書、ファクス、Eメールでも応募可能といたします。

記載の内容であります、 から がいわば応募事項でありまして、新市の名称、名称の振り仮名、名称の意味、理由を記載していただきます。それから、右側の から は応募者に係る事項でありまして、以下のとおり記載をしていただくことにしております。

次に、注意事項であります、まず は、新市としてふさわしい名称で、以下の意味、理由が明確な名称とするものでありまして、一つは新市の地域が地理的にイメージできる名称であること。二つ目は、新市の地域の歴史や文化にちなんだ名称であること。三つ目としては、新市への理想、願いにちなんだ名称であることであります。括弧の中にありますように、合併協議会構成市町村の名称は使用することができるものといたします。

は、名称に用いる文字に係るものでありまして、現在使用されている漢字、平仮名、片仮名で読み書きが容易なものであること。

は、応募数に係るものでありまして、1人につき1点とします。1人で数点応募した場合については、すべて無効といたします。

は、公序良俗に反するもの等名称としてふさわしくないものは、採用しないこととします。

は、同じ読みであっても標記が異なる場合につきましては別作品といたします。

は、応募作品の修正等に係る事項でありまして、応募作品をそのまま採用することが難しい場合には補正したり修正したりすることもあるということであります。

は、作品の権利に関する事項でありまして、一切合併協議会に帰属するものとします。

は、応募作品を返却しないとするものであります。

76ページをお願いいたします。選定の方法であります。小委員会で3作品程度を選定し、最終的には協議会で決定をいたします。同一名称への応募数の多少については、選定、決定の参考にとどめることといたします。

次に、懸賞であります。名付け親大賞として1名、商品券10万円分を贈呈することにいたしております。以下、記載のとおり、名付け親賞として5名の方に商品券1万円分を、また参加賞として10名の方に3,000円分の商品券をそれぞれ贈呈いたします。抽せん等に関しては、記載のとおり行うことにしております。

発表は新市の名称が決定された後行いまして、本人への通知、協議会だより等により掲載することとしております。

応募先であります。それぞれ記載のとおり、各市町村役場、合併協議会事務局といたします。

次の77ページの参考資料をごらんいただきたいと思います。参考資料は、新市名称候補選定の方法であります。これは小委員会等において選定する場合の方法を整理したものでありまして、1では第1次選定といたしまして、小委員会では全応募作品を対象に応募数などの考慮の上第1次選定を行います。この第1次選定では、小委員会委員の全員投票、括弧内にありますように、委員1人3作品程度を投票いたしまして、その得票数の多い順に10作品程度選定をしていただきます。

次に、2の第2次選定であります。ここではただいまの第1次選定で選定された作品の中から、小委員会委員の協議によりまして3作品程度を選定していただきます。この協議によりまして選定することが困難な場合には、小委員会の委員全員による投票、括弧内にありますように、この場合については1人2作品投票し、得票数の多い順に3作品程度を候補として選定していただきます。

以上のようにして選定された作品につきましては、作品ごとに小委員会としての選定の理由、必要に応じて委員からの附帯意見をつけていただきまして、協議

会へ報告をしていただくことにしております。

3の最終選定であります。協議会におきまして小委員会の選考経過を踏まえて、第2次選定作品の中から協議によって決定をしていただきます。協議による決定が困難な場合につきましては、正副会長を含む全委員の投票、括弧内にありますように、1人1作品を投票をしていただき、投票委員数の3分の2以上の得票を得た名称を新市の名称と決定をいたします。ただし、ただいま申し上げました投票で投票委員数の3分の2以上の得票を得たものがない場合については、協議会の議を経まして正副会長会議の協議により決定をしていただくことといたします。

以上で議案第8号の説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

議案第8号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等もないようですので、お諮りをいたします。

議案第8号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第8号は原案のとおり決定されました。

この際、ここで暫時休憩をいただきまして、小委員会の委員さんを各市町村で選出していただきたいと思います。各委員さんの取りまとめにつきましては、2号委員であります各市町村の助役さんをお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休 憩

議長（木暮治一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局から小委員会の構成委員の報告をお願いいたします。

事務局次長。

事務局次長（五十嵐研介君） ただいまお手元に小委員会の名簿を配付いたしました。

まず最初に、2号委員であります。各市町村の助役さんが該当になります。渋川市では桑島委員、伊香保町では村尾委員、小野上村では野村委員、子持村では信澤委員、赤城村では都丸委員、北橘村では塩谷委員であります。

続いて、3号委員ということで、各市町村の議会の議員さんになりますが、渋

川市では新井委員、伊香保町では塩野委員、小野上村では中沢委員、子持村では埴田委員、赤城村では岩崎委員、北橋村では狩野委員であります。

続いて、4号委員であります。各市町村の学識経験者であります。渋川市では今成委員、伊香保町では大澤委員、小野上村では小野委員、子持村では小澤委員、赤城村では池田委員、北橋村では井野委員。

最後に、5号委員であります。共通学識経験者であります。戸所委員。

以上の19名の方が新市名称候補選定小委員会の委員となっただくこととなります。よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局から報告されました委員の皆様には小委員会でのご審議をお願いすることになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、議案第9号 協議項目6「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

この協議項目につきましては、第6回任意合併協議会におきまして農業委員会の委員の定数等に関する小委員会に付託をし、ご審議をお願いしたわけですが、その小委員会での審議結果につきましては先ほどの任意協議会解散総会におきまして委員長からご報告をいただいたところであります。任意協議会での協議内容につきましては、本日の報告第3号で委員の皆さんにご確認をいただきましたように、法定協議会へ継承するものとしております。このようなことから、任意協議会での委員長報告のとおり議案として上程するものであります。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長。

議案第9号 協議項目6「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」

事務局長（吉原康之君） 79ページでありますが、議案第9号 協議項目6「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事」につきまして次のとおり定めるものであります。

ただいま議長の方からもお話がありましたとおり、先ほどこの定数の小委員会の会長の方からご報告ありましたとりの内容でありますので、詳細な説明は省略いたしますが、以下記載のとおり農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては次のとおり定めるものでありまして、内容につきましては報告のとおり記載の数字等をごらんいただき、説明については省略をいたします。

81ページをごらんいただきたいと思いますが、これが先ほど小委員会の委員長の方から報告のありましたものの写しでありますので、ごらんをいただきまして、説明は省略をいたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

議案第9号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようですので、お諮りをいたします。

議案第9号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第9号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第10号 議会の議員の定数等に関する小委員会の設置についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第10号 議会の議員の定数等に関する小委員会の設置について

事務局長（吉原康之君） 89ページをごらんいただきたいと思います。議案第10号 議会の議員の定数等に関する小委員会の設置について、次のとおり提出するものであります。

議案の内容を説明をいたします前に任意協議会からの経過について若干説明いたしますと、先ほどの合併協議会設置までの経過の説明で申し上げましたとおり、任意協議会における小委員会では8回の会議を開いておりますが、小委員会としての結論を得るまでに至っておりません。そのため合併協議会におきましても引き続き小委員会での検討が必要でありますので、次に説明を申し上げますとおり、これまで同様の委員の構成で小委員会を設置するものであります。

議案の内容であります。議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することを協議するため、小委員会を設置するものとするものであります。

小委員会の名称及び構成は以下のとおりであります。これまでと同様でありますので、説明は省略をいたします。

以上で議案第10号の説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

議案第10号についてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 質問等ございませんので、お諮りをいたします。

議案第10号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、議案第10号は原案のとおり決定をされました。

ここで、1点お諮りをいたしたいと思います。ただいま小委員会の設置についてご決定をいただいたところではありますが、小委員会の委員さんを選出いただくわけではありますが、既にご承認いただきましたように任意協議会での協議内容は法定協議会へ継承することを前提としておりますので、委員構成につきましても変更のない市町村につきましてもは引き続いて小委員会の委員へのご就任をお願いしたいと考えております。既にご承知のとおり、伊香保町及び子持村では10月3日に町村議会議員の選挙が予定されております。このことから委員さんの選出につきましてもは後日各町村から事務局へご報告をいただくこととし、次回の協議会へご報告申し上げることとすることでご承認いただけるでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご承認をいただき、ありがとうございます。次回協議会のご報告を申し上げることにいたします。

続きまして、議案第11号 新市建設計画(案)を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第11号 新市建設計画(案)

事務局長(吉原康之君) 91ページをごらんいただきたいと思います。議案第11号新市建設計画(案)につきましても、別紙のとおり提出するものであります。

これにつきましては、別にお配りをいたしております新市建設計画(案)、厚い方ではありますが、概要版の方ではありませんで、厚い方ではありますが、(別紙)議案第11号資料その2の方をごらんいただきたいと思います。

新市建設計画(案)であります。これまでの任意協議会におきまして既にご説明をいたしておりますが、今回の合併協議会における協議結果を踏まえまして県との協議等を進めることとなりますので、計画のポイントとなる部分及び新たに加えた部分等について説明をいたしたいと思います。

まず、表紙をはぐっていただきますと目次がありますが、ここで先ほど申し上げましたような趣旨がありますので、改めて全体の構成につきましても説明をいたしたいと思います。

まず、冒頭にあります序論を除きまして、この計画は大きくは7章に区分して整理をいたしております。

まず、序論であります。序論では合併の必要性及び策定の方針を整理しております。

次に、第1章では渋川地区の概況とまちづくりの課題ということで、地区全体及び地区別の現況と課題をそれぞれ検討し、それらを踏まえましてこの項の最下段にありますように、5として合併による効果とまちづくりの課題への対応を整理しております。

第2章であります。主要指標の見通しを既にご説明をいたしておりますように国立社会保障人口問題研究所の推計結果を踏まえまして、平成12年度を基準におおむね10年後、平成27年度の人口及び世帯数の推計をいたしております。人口については約8万3,000人、世帯数については約2万8,000世帯としております。

第3章では新市建設計画の基本方針を整理しております。この計画の中心的部分であります以下のとおり、1では新市建設の理念ということで四つの理念を定め、また将来像ということでは「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」を定めております。それぞれ詳細については既にお話ししたとおり、これまでの任意協議会で説明をいたしたものであります。

次の2では、新市建設の基本的施策を整理をいたしております。ただいまの将来像を実現するための具体的な施策であります。

3の新市の将来都市構造は新市のまちづくりの前提条件となります。基本構造であります。一定の考え方に基づいて設定したものであります。

第4章の主要事業は、ただいまの基本的な施策に基づきまして整理をいたしております。最後の第7章の財政計画を基本にした具体的な事業であります。

第5章は、新市における群馬県事業の推進ということで、関係市町村の要望を踏まえましてこれまでに行った県との協議の中で整理をいたしたものであります。これについては後ほど説明をいたします。

第6章の公共施設の計画的統合整備では、住民生活に身近なサービス等の提供に資するための既存施設の有効な活用などにつきまして整理をいたしております。

最後になりますが、第7章の財政計画は新市におけるまちづくりを計画的に行うための指針となるもので、現在の経済情勢や現行の行財政制度を前提に最近5カ年の6市町村の財政状況の推移を踏まえまして、平成14年度の決算額を基準に行った財政推計に基づいて整理をいたしたものであります。

3ページをごらんいただきたいと思います。これは、先ほどお話をいたしました策定の方針でありまして、既に説明をいたしておりますので、ごく簡単に説明をいたしますと、(1)の計画の趣旨では、この計画が新市まちづくりの基本方針に基づき、地域の一体性の確立、住民福祉の向上など均衡ある発展に寄与する

ため策定すること。そして、新市で策定しなければならない総合計画につきましては、この建設計画を尊重いたしまして策定するとしております。

(2) でありましたが、計画の構成であります。先ほどの目次で説明を申し上げましたとおり、後段の3行の文章で整理をいたしておりますように、主要事業につきましては(1)でお話をいたしました新市で策定する総合計画の実施計画や具体的な予算編成において、社会経済情勢等を考慮しながら事業の選択等を行います。

(3) は、計画の期間でありまして、ここでは平成17年度から平成26年度としておりますが、今後決定をされます合併の期日等との関係で1年ずらす必要が生じることもあります。

下の図は、ただいま説明いたしました(1)から(3)までをイメージ図化したものであります。

少し飛びますが、23ページをお願いいたしたいと思います。このページから37ページにわたりまして、計画の中心的部分となります新市建設の基本方針を整理をいたしております。このページと次のページで新市建設の理念と将来像を、そしてややまた飛びますが、25ページをごらんいただきたいと思います。2といたしまして新市建設の基本的施策を、またやや飛びますが、34ページからであります。37ページにわたりまして3といたしましてそこにありますように、新市の将来都市構造を整理をいたしております。

少し飛びますが、38ページをお願いいたしたいと思います。38ページは、第4章、主要事業であります。ここでは、中ほどの図に示しましたように、図の上の四角の中にあります の速やかな一体性の確立、 の住民福祉の向上、 の均衡ある発展といった合併の趣旨を踏まえまして、図の左にあります新市建設の基本理念、四つほど掲げてありますが、これらの基本理念を統括する形で、ほぼ図の中央になりますが、過日の任意協議会で意見をお聞きいたしました渋川地区のまちづくりの将来像「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまちを導き出してありまして、この将来像を実現するための具体的な取り組みがさらにその右側になります。記載のとおり から に掲げました合併によるスケールメリット等を生かすための六つの重点プロジェクトであります。

以上のとおり、合併の趣旨、新市建設の基本理念と将来像、そして重点プロジェクト等の関係についてご説明をいたしましたが、これらのことを念頭に置いていただきまして、41ページをごらんいただきたいと思います。これは、任意協議会で既に説明をいたしておりますものに、この部分につきましては新しく加えた部分でありまして、ただいまの基本理念と重点プロジェクト等との関係につきまして、重点プロジェクト相互の関係をより明確にするために整理をし直したものであります。図の上段にあります楕円形の中にありますように、先ほどの六つ

のプロジェクトから特にこの地域の基盤整備にかかわります四つのプロジェクトをベースに、この地域の特性である自然、観光、教育、文化などにかかわります二つのプロジェクトを推進することにしております。これらのことを整理をいたしたものが、図の左側になりますが、最も左の四つのプロジェクトと、その右になりますが、二つのプロジェクトであります。

これら二つのプロジェクトについて説明をいたしますと、この二つのプロジェクトを整理した図の上段にありますように、「日本の真ん中」である新市の地域特性を生かすために、まず二つのプロジェクトの一つは、自然と地域資源を生かした観光ネットワークの創出であります。具体的には、観光資源の掘り起こしと連携の強化ということでイラストで示しましたように、例えば各地域の観光施設や温泉施設などの連携、強化でありまして、活力ある商業地づくりにつきましても同様であります。

次に、もう一つのプロジェクト、その下になるわけではありますが、次世代育成のための教育環境整備であります。ここでは、具体的な取り組みといたしまして、例えばイラスト等で示しましたように、高等教育機関の誘致や地域文化等の継承といったことを挙げております。そして、右側にあります地図であります。各地域にあります現在の温泉、観光、歴史、文化などの施設、市街地の整備状況、農業やまちの状況などを写真やイラストで示したものであります。ただいま申し上げましたとおり二つのプロジェクトを積極的に推進することによりまして、この地域の一体性の確保や均衡ある発展など将来像の実現に向けたまちづくりをより明確にするためのイメージ図として整理をしたものであります。

下段になりますが、先ほど申し上げましたまちづくりの将来像とその将来像を実現するための基本的な施策でありまして、既にこれも過日の任意協議会で説明をいたしましたように、八つの分野を掲げておりまして、これらの八つの分野にかかわります具体的な施策が、この計画の42ページから74ページになるわけですが、新市ではこれらの施策を踏まえまして具体的な事業が推進されるということになります。

このようなことを踏まえまして、6市町村からそれぞれ、これは記載はありませんけれども、総合計画に基づいて提出をされた事業の合計額は全部で約500事業近くになりまして、これらの事業の中には事業計画の内容、例えば事業費の積算、財源の検討、事業化の可能性などかなり大まかに整理されているものが多いことから、新市になりまして事業の実施については今後組織等を設け、十分検討をしなければならぬと考えております。

それでは、別にお配りをいたしました参考資料「新市の6大プロジェクト」というやはりA3の資料であります。別にお配りをしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。これは、ただいま説明をいたしました。資料の

特に新市の6大プロジェクトにつきまして、これらのプロジェクトに関連をいたします先ほど申し上げました、後ほどごらんいただきたいと思いますが、42ページから74ページにわたって整理をいたしました具体的な施策を改めて各プロジェクトごとに整理をいたしましたものであります。そして、各プロジェクトにつきましてはその内容をより具体的にイメージできるように名称を考えておりますが、さらにその内容をよりわかりやすくするために、各施策をプロジェクトごとに一覧できるように整理をしたものであります。

左側が先ほどの地域全体にかかわります基盤整備に関する施策であります。幾つか拾って説明をいたしますと、1の公共交通網と幹線道路整備では、広域的な道路の整備、産業基幹道路の整備、橋梁の整備などを挙げております。

2のいきいき暮らせる安全・安心なまちづくりでは、防犯意識の高揚、医療機関の充実と連携強化、福祉活動拠点等の整備を挙げておりまして、いずれも例示をいたしましたものであります。以下についても記載のとおりであります。

先ほど申し上げましたように、これらの施設整備をベースに、矢印があります左側の二つの重点プロジェクトを積極的に推進していくということでありまして、5の自然と地域資源を生かした観光ネットワークの創出では以下に記載の具体的な施策、例えば恵まれた自然環境の保全と活用の推進、活力ある商業地の再生などであります。

6の次世代育成のための教育環境では、学校施設の整備・充実、給食施設の整備、先ほども申し上げました高等教育機関誘致と、それから下の方へいきまして文化財の保護・活用、伝統文化の継承などであります。

それでは、少し飛びますが、75ページをごらんいただきたいと思いますが。ここでは、先ほども申し上げましたが、群馬県事業について整理をいたしてありまして、これまで任意協議会にお示しした計画書の中間報告書等には県との事前協議が終了をしていなかったことから空欄としていた部分であります。群馬県との事前協議が一応終了いたしましたので、今回お示しをいたしました。事業概要の欄に記載いたしましたとおりであります。主要事業ごとに事業数を申し上げますと、まず都市間・地域間道路改良整備事業では7事業を、次の地すべり防止・急傾斜の関係では2事業、河川整備では1事業、最後の農業振興対策の関係では5事業、合計15事業を群馬県に対する要望事業として計画に登載することになったわけであります。

次の76ページをごらんいただきたいと思いますが。第6章、公共施設の計画的統合整備であります。このページでは施設の現況と課題等について整理をいたしてありまして、記載の表は6市町村の主な公共施設について整理をいたしましたものであります。説明については省略をいたしまして、77ページをごらんいただきたいと思いますが。

2の公共施設の整備に当たっての基本的な方法ということで、以下にありますように、既存施設の活用、再整備、新規整備につきましてそれぞれ整理をいたしております。

まず、冒頭の7行ほどの文章では、新市における公共施設の統合・整備につきましては住民生活の影響を配慮し、地域間のバランス、財政状況を基本にすること。また、新規の整備等につきましては、合併の効果が最大限発揮し得るように、施設の有効活用、効率的な運営などを総合的に勘案し、行政サービスの低下を招かないようにしております。

まず、(1)では、市民ニーズの的確な把握により、サービス低下につながらないような庁舎を含めた既存の公共施設の効率的な運営を図るとともに、総合公園や温泉施設等につきましては連携を強化し、一体的な利用の向上を図っております。

(2)では、老朽施設及び社会経済情勢の変化によってその役割が変わる施設等については、市民ニーズなどの把握による効率的なサービスの提供が可能となる再整備に努めるとしております。

(3)では、新規施設については、既存施設との検討を十分に行って整備するとしております。

次の78ページであります。第7章、財政計画であります。

80ページをごらんいただきたいと思っております。(3)の財政計画表であります。平成14年度を基準年といたしまして、平成17年度を初年度に26年度までの財政計画であります。これに基づきまして、先ほど申し上げました490事業、約500事業であります。財源調整を行ったところであります。ただ、これにつきましてはいわゆる合併特例債については記載のとおり下の方にありますが、それぞれ10年間で一応150億円、これはいろいろ議論されているところであります。当地域で活用できる上限の422億4,000万円の35.51%になりまして、大まかな試算をいたしました公債費の見込みを整理をいたしましたものを述べてみますと、約18.6%になるものと見込まれております。

以上で新市建設計画の説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりました。

議案第11号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご質問等ないようでございますので、お諮りをいたします。

議案第11号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第11号は原案のとおり決定をされました。

以上で本日予定しております協議事項はすべて終了いたしました。

次に、次第の6、その他に入らせていただきます。

次回以降の開催予定について事務局より説明をお願いします。

事務局次長。

そ の 他

事務局次長（五十嵐研介君） 資料の93ページをお願いいたします。次回以降の開催予定ということで、第2回協議会につきましては10月31日、日曜日ですが、午後2時から、会場につきましては伊香保町観光会館で予定をしております。第3回協議会につきましては11月29日、月曜日、午後2時から子持村公民館。第4回協議会につきましては12月24日、金曜日、午後2時から当会場の渋川プリオパレスでございます。

以上、次回以降の開催予定であります。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等ないようでございますので、委員の皆さんからご意見、ご要望等が特にございましたらお願いいたします。

はい。

委員（宮下 宏君） 先ほど申し上げればよかったんでありますが、75ページの新市名称候補募集要項であります。

中身についてはよろしいかと思いますが、懸賞いろんな論議があろうかと思いますが、発表についてこの受賞者には表彰状及び商品を贈呈、郵送をします。こういうものについて、やっぱり新市の名称でございます。非常に6市町村の全員の皆さんが、公募には相当のものを感ずると思います。そういう中での受賞された方には郵送するというのでは、非常に失礼かなという感じがしております。この辺について、何か1名、5名、10名と、この方たちにある程度のセレモニー等々を考えていただいて、一つの形づくりをお願いをしておきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） やや説明不足のところがありまして、基本的には今お話のとおりセレモニー等を今後、もちろん正副会長会議等諮って決定していただくわけではありますが、考えておりまして、この郵送というのはただし書きみたいな

話で、場合によってはこれ全国的なレベルでEメール等で募集するというような関係で、こちらへお見えになれない場合については郵送するというようなことで整理をさせていただきましたので、そういったご理解でよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（木暮治一君） ほかにござひませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、ほかにないようござひますので、以上をもちまして本日予定いたしました協議事項等はすべて終了いたしました。

これにて議長を退任させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

事務局次長（五十嵐研介君） 長時間にわたりましてご協議をいただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして第1回渋川地区市町村合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉 会（午後4時19分）

(会議録署名)

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年9月24日

議 長

木暮 治一

署名委員

桑島 保男